

徳島県告示第六百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社インスパイア	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル三階	訪問介護ステーション 心笑	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル三階	訪問介護	令和四年九月三十日	令和四年十月三十一日
株式会社ケーズワイクス	吉野川市山川町堤外五番地 一七	訪問看護ステーション ほたる	吉野川市山川町川田一〇四 三グリーンハイツ山川B 一〇二号	訪問看護	同 十四日	同
イツモスマイル株式会社	徳島市佐古二番町五番一 号	デイサービスセンター い恵	徳島市仲之町二丁目一四番 地	通所介護	同 三十日	同